

令和 6 年10月 7 日

令和 6 年 第11回 南区選挙管理委員会

議 題

- 1 福岡市南区選挙管理委員会委員長の選挙について
- 2 福岡市南区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について
- 3 議案
 - 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第 29 号 在外選挙人名簿に登録する者について
 - 議案第 30 号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 4 報告事項
 - 報告事項 1 福岡市南区選挙管理委員の異動について
 - 報告事項 2 福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について
- 5 その他
 - (1) 今後の委員会開催予定日時について
 - ・令和 6 年 10 月 11 日（金）午前 10 時 00 分～
 - ・令和 6 年 10 月 14 日（月）午前 10 時 00 分～
 - ・令和 6 年 10 月 15 日（火）午後 6 時 00 分～
 - ・令和 6 年 10 月 24 日（木）午後 6 時 00 分～
 - ・令和 6 年 10 月 27 日（日）午前 10 時 00 分～

福岡市南区選挙管理委員会委員長の選挙について

令和6年10月4日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第1項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

1 委員長氏名

2 選挙年月日

令和6年10月7日

【参 考】

○地方自治法 (委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。
(第2項、第3項 略)

○福岡市区選挙管理委員会規程 (委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。
(第3項 略)

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

福岡市南区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

令和6年10月4日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第3項及び福岡市選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

1 委員長職務代理者氏名

2 指名年月日

令和6年10月7日

【参 考】

○地方自治法
(委員長)

第187条
(第1項、第2項 略)

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程
(委員長の職務代理者の指定)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年10月7日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長

専決第 1 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和 6 年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を定める必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第 1 項の規定により、次のように専決処分する。

令和 6 年10月 4 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

移替えを延期する期間

令和 6 年10月 5 日から令和 6 年10月27日まで

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第 1 項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

議案第29号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和6年10月7日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長

- 1 登録する者の数
4人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和6年10月7日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

議案第30号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年10月7日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長

- 1 抹消する者の数
1人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和6年10月7日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

令和6年10月7日時点

投票区	在 外 選 挙 人 登 録 者 数											
	新規登録者数			移転登録者数			抹消者数			登 録 者 数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 大楠西												
2 大楠東												
3 西高宮												
4 長丘												
5 長住												
6 西長住												
7 西花畑												
8 皿山												
9 花畑第一												
10 花畑第二												
11 柏原												
12 東花畑												
13 野多目												
14 三宅第一												
15 三宅第二												
16 筑紫丘第一												
17 筑紫丘第二												
18 東若久												
19 若久												
20 玉川第一												
21 玉川第二	0	3	3	0	0	0	0	1	1	46	87	133
22 玉川第三	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)											
23 塩原												
24 宮竹第一												
25 宮竹第二												
26 高木												
27 井尻第一												
28 井尻第二												
29 日佐												
30 大池												
31 寺塚												
32 東高宮												
33 横手												
34 鶴田												
35 老司	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7	6	13
36 弥永	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)											
37 弥永西												
計	1	3	4	0	0	0	0	1	1	53	93	146

報告事項 1

福岡市南区選挙管理委員の異動について

次のとおり、福岡市南区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

令和 6 年 10 月 7 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長

別紙のとおり

【 参 考 】

○福岡市区選挙管理委員会規程
(委員の異動の手続)

第 6 条 委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

報告事項 2

福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

選挙された福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名を次のように告示するもの。

令和6年10月7日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長

住 所	氏 名
福岡市南区	

【 参 考 】

○福岡市区選挙管理委員会規程
(委員長の選挙)

第2条

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。